

様式第十一号の二

記載要領

1 この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわらず、法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者（以下「国家資格者等・監理技術者」という。）について、次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

ただし、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハに該当（同号ロと同等以上）する者の記入は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこと。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「1」を届出者

記入し、国家資格者等・監理技術者全員について作成すること。

- (2) 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「2」を記入

し、既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表（以下「既提出の一覧表」という。）に記入された技術者以外の国家資格者等・監理技術者（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号ロに該当する者であるときは、その者を含む。）について作成すること。

- (3) 既提出の一覧表に記入された技術者の有資格区分に変更があつた場合（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号ロに該当する者となつた場合を含む。）又は法第15条第2号ロに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が当該一覧表記入の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号ロの指導監督的な実務の経験を有することとなつた場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「3」を記入

し、当該変更のあつた国家資格者等・監理技術者について作成すること。

- (4) (2)の場合を除き、既提出の一覧表に記入された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「4」を記入

し、新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成すること。

- (5) 既提出の一覧表に記入された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなつた場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、**7 1**「区分」の欄に「5」を記入

し、当該国家資格者等・監理技術者でなくなつた者について作成すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(4)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(5)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2 「申請者」の欄は、この一覧表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの一覧表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「**般特**」については、不要のものを消すこと。

4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5 **7 2**「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0 0 1 2 3 4**又は**0 1月0 1日**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて

様式第十一号の二

記入すること。

- 6 **7** **3** 「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 田 郎 のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 7 **7** **4** 「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄は、**7** **1** 「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハにより認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、**7** **1** 「区分」の欄に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

- 8 **7** **5** 「有資格区分」の欄は、この一覧表に記入された技術者が該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 1 / 2

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鉄	シ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
11	1級建設機械施工技士	7		7							7																				
1A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	7		7							7																			7	
12	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	7		7							7																				
1B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	7		7							7																			7	
13	1級土木施工管理技士	7		7	7					7	7	7		7												7		7			
1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	7		7	7					7	7	7		7												7		7			
14	2級土木施工管理技士	種別	土	木	7		7	7			7	7	7													7		7			
1D		土木（附則第4条該当）	7		7	7					7	7	7													7		7			
15		鋼構造物塗装																7													
1E		薬液注入（附則第4条該当）																7													7
20	1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7				7	7	7		7	7	7	7	7	7						7			7			
2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）	7	7	7	7	7				7	7	7		7	7	7	7	7	7						7			7			
21	2級建築施工管理技士	種別	建	築	7																									7	
22		躯体	7		7						7	7	7																	7	
2B		躯体（附則第4条該当）	7		7						7	7	7																		7
23		仕上げ	7	7	7	7					7						7	7	7	7	7					7					
27	1級電気工事施工管理技士									7																					
28	2級電気工事施工管理技士									7																					
29	1級管工事施工管理技士									7																					
30	2級管工事施工管理技士									7																					
33	1級造園施工管理技士																								7						
34	2級造園施工管理技士																								7						
37	1級建築士	7	7							7	7								7												
38	2級建築士	7	7							7	7								7												
39	木造建築士	7																													
41	建設・総合技術監理（建設）	7		7										7	7										7					7	
4A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	7		7										7	7										7					7	
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7		7										7	7										7					7	
4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	7		7										7	7										7					7	
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7		7																											
4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	7		7																											7
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									7															7						
45	機械・総合技術監理（機械）																								7						
46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									7															7						
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										7																	7			
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										7																7		7		
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7		7										7																	
4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	7		7										7																	7
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																									7					
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7		7																						7					
5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	7		7																						7					7
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																														
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																														7
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																														7
55	第1種電気工事士																														
56	第2種電気工事士																														
58	電気主任技術者（第1種～第3種）																														
59	電気通信主任技術者																														
65	給水装置工事主任技術者																														
68	甲種 消防設備士																														7
69	乙種 消防設備士																														7

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 鉄 シ 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 2 / 2

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鉄	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工		7																											
64	型枠施工		7	7																										
6B	型枠施工（附則第4条該当）		7	7																										7
72	左官		7																											
57	とび・とび工			7																										7
5B	とび・とび工（附則第4条該当）			7																										7
73	コンクリート圧送施工			7																										
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）			7																										7
66	ウェルポイント施工			7																										
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）			7																										7
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管							7																						
75	給排水衛生設備配管							7																						
76	配管（注1）・配管工							7																						
70	建築板金「ダクト板金作業」					7	7							7																
77	タイル張り・タイル張り工								7																					
78	築炉・築炉工・れんが積み								7																					
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7		7																						
80	石工・石材施工・石積み					7																								
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>									7																				
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）										7																			
83	工場板金														7															
84	板金・建築板金・板金工（注4）					7									7															
85	板金・板金工・打出し板金														7															
86	かわらぶき・スレート施工					7																								
87	ガラス施工														7															
88	塗装・木工塗装・木工塗装工															7														
89	建築塗装・建築塗装工															7														
90	金属塗装・金属塗装工															7														
91	噴霧塗装															7														
67	路面標示施工															7														
92	畳製作・畳工																		7											
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表紙・表具・表具工																		7											
94	熱絶縁施工																				7									
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																													7
96	造園																													7
97	防水施工																	7												
98	さく井																													7
61	地すべり防止工事							7																						7
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）							7																						7
40	基礎ぐい工事							7																						
62	建築設備士								7	7																				
63	計装									7	7																			
60	解体工事																													7
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

- 備考**
- ・「附則第4条該当」とは、平成28年6月1日の改正建設業法施行規則施行の際、現にとび・土工事業の技術者であった場合に平成33年3月31日までの間に限り解体工事の技術者として認める経過措置に該当する者です。
 - ・ 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。
- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 2/2

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	互	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	力	運	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
71	建築大工			8																									
64	型枠施工			8	8																								
6B	型枠施工（附則第4条該当）			8	8																								8
72	左官			8																									
57	とび・とび工				8																								8
5B	とび・とび工（附則第4条該当）				8																								8
73	コンクリート圧送施工				8																								8
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）				8																								8
66	ウェルポイント施工				8																								8
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）				8																								8
74	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管																												
75	給排水衛生設備配管																												
76	配管（注1）・配管工																												
70	建築板金「ダクト板金作業」						8								8														
77	タイル張り・タイル張り工									8																			
78	築炉・築炉工・れんが積み									8																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8			8																				
80	石工・石材施工・石積み					8																							
81	鉄工（注2）・製罐																												
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）										8																		
83	工場板金															8													
84	板金・建築板金・板金工（注4）						8									8													
85	板金・板金工・打出し板金															8													
86	かわらぶき・スレート施工						8																						
87	ガラス施工															8													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																8												
89	建築塗装・建築塗装工																8												
90	金属塗装・金属塗装工																8												
91	噴霧塗装																8												
67	路面標示施工																8												
92	畳製作・畳工																		8										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		8										
94	熱絶縁施工																			8									
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8		
96	造園																												
97	防水施工																	8											
98	さく井																									8			
61	地すべり防止工事						8																			8			
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）						8																			8			8
40	基礎くい工事						8																						
62	建築設備士																												
63	計装																												
60	解体工事																												8
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考

- ・「附則第4条該当」とは、平成28年6月1日の改正建設業法施行規則施行の際、現にとび・土工事業の技術者であった場合に平成33年3月31日までの間に限り解体工事の技術者として認める経過措置に該当する者です。
- ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、